

会員事業者 各位

公益社団法人沖縄県トラック協会会長

## 特殊車両通行許可手続きの迅速化に資する道路関係情報の デジタル化要望区間の受付について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、道路法 車両制限令に基づく特殊車両の通行において、現行の許可制度における審査期間の長期化等の解決には、道路関係情報をデジタル化する「道路情報便覧」への収録により、人手審査を削減することが必要となります。

また、令和4年4月1日施行の新たな特殊車両通行制度である「特殊車両通行確認制度」の活用には、同じく道路関係情報をデジタル化する「道路情報便覧」へ収録されていることが必要となります。

このような状況を受け、全日本トラック協会では、優先的に道路関係情報をデジタル化してもらいたい区間について事業者の声を集め、国土交通省へ要望して参ります。

つきましては、デジタル化の要望をご提出される事業者様は、下記のとおり必要書類を作成し（公社）沖縄県トラック協会へExcel（提出票）、PDF（道路情報便覧付の地図）ファイルをご提出頂きますようお願いいたします。

敬具

記

### 1. 締切日

令和5年6月16日（金）沖ト協必着

### 2. 提出方法

道路関係情報のデジタル化の要望をされる事業者は、「3. 注意事項」及び「4. 添付書類」をご確認のうえメール（[ota.tekiseika@okitora.or.jp](mailto:ota.tekiseika@okitora.or.jp)）若しくは、CD-ROM等の電子ファイルにてご提出をお願いします。CD-ROM等でご提出される場合は、直接当協会へお持ち頂くか、郵送（〒900-0001 那覇市港町2-5-23 九州沖縄トラック研修会館2階）にてお願い致します。

### 3. 注意事項

- ①特殊車両通行許可の実績がない等の理由にて収録に至らないことがあるため、申請実績が有る場合には実績があることが分かるように、要望区間における過去5年間（平成30年～令和4年）の特殊車両通行許可への申請実績の有無を入力してください。  
実績がない場合には、収録が必要な区間であることが分かるように、要望理由を入力してください。
- ②対象区間は、高速自動車国道・一般国道・県道・市町村道のみとなります（臨港道路（港湾道路）、農道、林道、私道等は適用外となります）。

### 4. 添付書類（全ト協ホームページへ掲載しています。当協会へもリンクを掲載します）

- ① 令和5年度「道路関係情報のデジタル化要望」受付要領  
**（※令和5年度からの変更点が記載されています）**
- ② 令和5年度「道路関係情報のデジタル化要望」提出票
- ③ 令和5年度「道路関係情報のデジタル化要望」提出ファイルの作成方法

全日本トラック協会ホームページ(<https://jta.or.jp/member/anzen/digital2023.html>)よりダウンロードしてください。当協会ホームページにもリンクを掲載します。

以上

<本件に対する問い合わせ先>

(公社)沖縄県トラック協会 適正化事業課

TEL:098-863-0280